【様式１】

沖縄県における全国的・広域的イベント事前相談書

イベント名：

１　相談者及びイベント責任者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 事前相談申込日 | 　　　　　　年　　　　　月　　　　日 |
| 相談者 | （所属・名前）（所在地）（電話番号）　　　　　　　　　　（緊急連絡先）（メールアドレス） |
| イベント責任者 | （所属・名前）（所在地）（緊急連絡先） |

注１　相談者は、イベント主催者としますが、施設管理者が相談者となられても構いません。

注２　感染拡大の兆候や催物などにおけるクラスターの発生があった場合、催物などの無観客化、中止

又は延期などを含め、主催者に対して必要な要請をする場合があります。

２　イベントの概要

|  |  |
| --- | --- |
| 日時 |  |
| 場所 | （名称）（所在地） |
| 参加対象者 |  |
| 参加人数 | （見込人数）（前回実績） | イベント会場の収容定員 |  |
| イベントプログラム |  |

注３　参加人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合（例：プロスポーツイベント

の選手と観客）は、参加者数のみを計上します。主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていな

い場合（例：展示会の主催者と来場者）は、両者を合計した数とします。

注４　イベントプログラム欄は、このイベントの主な内容が分かるように記入してください。

３　事前に確認する項目

　(1) 事前提出資料

①沖縄県における全国的・広域的イベント事前相談書(様式１)

②イベントの開催概要等のわかる資料

③イベントの開催にあたって感染防止対策が示された資料

④業種別ガイドラインに基づく申込団体等の作成した独自のガイドライン

⑤その他必要と思われる資料

注５　②～⑤については、任意様式であり、まとめられた資料等でもかまいません。

(2) 次の項目ごとに具体的な対策を講じているかを確認し、「相談者確認欄」にチェックを入れてください。（該当しない場合は、該当なしと記入してください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 受付課 |  |
| 項目（開催条件） | 該当無し | 相談者確認欄 |
| １　屋内・屋外ともに収容定員が設定されている場合の人数上限は、「5,000人または収容定員の50％のいずれか大きい方」又は「10,000人」のいずれか小さい方とすること。(※警戒レベル第３段階以下) | □ | □ |
| ２　クラシック音楽コンサート等の感染リスクの少ないイベントについて、人と人との適切な距離を確保できる場合は、収容率100％を上限とし、入退場や区域内の適切な行動を確保すること。 | □ | □ |
| ３　入場者が大声での歓声、声援、歌唱、又は飲食すること等が想定される場合、収容定員の半分以内、収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との間隔（１ｍ）を確保すること。 | □ | □ |
| ４　全国的又は広域的な催物などの開催について、リスクアセスメントの対応が整わない場合は、中止又は延期などの対応をとること。 | □ | □ |
| ５　沖縄県公式LINEアカウント「RICCA」を利用してイベント参加者との連絡手段を確保すること。又は、参加者の名簿作成により連絡先を把握すること。　　 | □ | □ |
| ６　入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある場合は、イベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払い戻し措置などを規定し、ホームページ等で事前に公表しておくこと。 | □ | □ |
| ７　イベント開催前・開催中、参加者にスマホのアプリ「RICCA」や「COCOA」の利用を求めること。併せてこれらのアプリ登録のためのQRコード及び来場したことを記録するQRコードを掲示し、来場者に読み取りを促すこと。 | □ | □ |
| ８　入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用など、適切な感染防止対策が講じられること。 | □ | □ |
| ９　法令を遵守した空調設備が設置され、こまめに換気すること。 | □ | □ |
| 10　飲食を伴う催物の場合は、飲食用に感染防止策を行ったエリアを設け、エリア外での飲食を制限すること。過度な飲酒の自粛を求めること。 | □ | □ |
| 11　３つの密（密閉・密集・密接）の発生を回避するものとし、３密が回避できない場合、回避可能な人数に制限すること。 | □ | □ |
| 12　イベントの前後や休憩時間などの交流を極力、控えてもらうようにすること。 | □ | □ |
| 13　業種別ガイドラインと沖縄県イベント等実施ガイドラインとで予防策の内容が異なる場合は、より強い感染拡大防止策を求めているガイドラインに応じた対応をとること。 | □ | □ |
| 14　主催者及び施設管理者が、業種別ガイドライン及び本ガイドラインを遵守徹底し、その旨をホームページ等で公表すること。 | □ | □ |
| 15　有症状者は出演・練習を控えること。演者・選手等と観客との接触が防止できないイベントについては、開催を見合わせること。 | □ | □ |
| 16　国の緊急事態宣言が発令されている地域やまん延防止等重点措置区域からの不要不急の参加は自粛を促すこと。 | □ | □ |